

平成30年度第1回宮城県環境審議会

日 時：平成30年7月12日（木曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会

○司会（鈴木補佐） 本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。
ただいまから宮城県環境審議会を開会いたします。

本審議会は25名の委員により構成されておりますところ、現在、22名の委員の皆様へ御出席をいただいております。環境審議会条例第6条第2項の規定により成立要件であります半数以上の御出席を賜りましたことから、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

2 あいさつ

○司会（鈴木補佐） それでは、開会に当たりまして、後藤環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○後藤環境生活部長 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、宮城県環境審議会に御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から県政の推進並びに東日本大震災からの復旧・復興に係る御支援を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりしまして改めて御礼を申し上げます。

さて、今年4月17日に、国の第五次環境基本計画が閣議決定をされておりました、SDGs及びパリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画として、今後6年間の環境施策の方向性が示されたところでございます。

宮城県におきましても、御承知いただいているところかと存じますが、従来から「環境と経済の両立した真に豊かな富県宮城」ということを目指してございまして、改めてSDGsの視点を取り入れ、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギー・省エネルギーの基本計画の見直しと策定を進めているほか、環境産業振興の取組、そして水素社会形成に向けた取組など、この考え方に合致する取組を積極的に進めさせていただいているところでございます。

引き続き、県として地域のニーズに応えつつ、こうした国の動向あるいは世界的な流れというものを踏まえながら、環境政策を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の議事は、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。

審議事項につきましては、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについてでございます。こちらは、昨年3月に開催いたしました審議会で計画の見直しについて諮問をさせていただき、前回、3月の審議会では中間案について御報告をさせていただいたところでございます。その後、専門委員会会議で審議を重ねていただき、計画案を取りまとめさせていただきました。先ほど、国の第五次環境基本計画のことを述べましたが、そこで言われているパラダイムシフトであるとか、ライフスタイルイノベーションという用語が使われておりますが、そういったところについて、委員の御示唆により、国の基本計画をより具体化するような中身に、区域施策編の中でできたのではないかとというふうに考えてございます。

本日、御審議をいただいた上で答申をいただければというふうに考えてございます。よろしくようお願い申し上げます。

また、報告事項の1件目につきましては、再生可能エネルギー・省エネルギー計画についてでございます。こちらは、ただいま申し上げました実行計画（区域施策編）と関連性のある計画であり、再生可能エネルギー・省エネルギー促進審議会にて審議をさせていただいているものでございます。その状況について御報告をさせていただきます。

報告事項の2件目でございますが、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状についてでございます。こちらは、従前から県の大きな環境課題の1つとして取り組んでおります竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状につきまして、委員の皆様へ改めて御説明をさせていただきたいというふうに思っているものでございます。

委員の皆様には、さまざまな観点から御意見を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（鈴木補佐） それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料を確認させていただきます。事前にお送りしております資料は、審議事項関係の資料でございまして、資料の右肩に番号が

ついております。審－１、審－２、審－３、審－参考資料の４種類でございます。なお、審－３の計画書につきましては、３０ページにつきまして内容の変更がございます。差し替え分を机上配付してございます。

また、報告事項関係の資料は、あわせて机上にお配りさせていただきました報１、報２の２種類でございます。そのほか、会議の次第と座席表を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの議事につきましては、環境審議会条例第６条の規定により須藤会長に議事をお願いしたいと存じます。須藤会長、どうぞよろしく願いいたします。

○須藤会長 かしこまりました。

それでは、私のほうから議事進行させていただきますが、その前に一言御挨拶を申し上げまして、議事に移りたいと思います。

つい先だってまでというか、先週までは、西日本大豪雨が起って、東北は大きな被害は免れていますが、日本の半分ぐらいが大きな被害を受けたということでございます。これはまさしく、今日議論をする温暖化対策のその基本となる地球温暖化の影響が牙をむいてきたということを物語っているんだろうと思います。

私は、環境省で政策評価の委員長を務めておまして、今の地球温暖化の問題も生ぬるいという批判を受けて、来週も地球温暖化対策をもっと強化すべきということについて、委員の先生からお話を伺うということになっているわけでございます。

ということで、本日はまさしく、こういう大きな気象災害のもとに、この実行計画が議論できることは、大変すばらしいことだと思っております。ということ、まずは御挨拶の最初にいたしまして、次から審議事項に入って参ります。

3 議 事

(1) 審議事項

宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（答申）（環境政策課）

○須藤会長 先ほど部長がお話になりましたように、審議事項１件、報告事項２件が予定されております。審議事項の宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）というのが皆さんのお手元にあると思いますが、これについて議論をいたします。

こちらは、昨年３月に開催した本審議会において諮問を受け、見直しの内容を審議する専門委員会を設置し検討してまいりました。本審議会におきましては、今年３月の審議会の中間報告において御意見を頂戴するなど、議論を重ねてまいりました。本日は、５月に開催された専門委員会において審議の内容を踏まえた最終案について、御報告をいただくことにしております。

それでは、担当課から御説明を願います。どうぞよろしく願いいたします。

担当課どうぞ。

○稲村環境政策課長 県環境政策課長の稲村でございます。よろしく願いいたします。

○須藤会長 おかけになってやってください。

○稲村環境政策課長 恐縮ですが着座にて説明をさせていただきます。

それでは、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しにつきまして説明をさせていただきます。

まず資料のほうでございますが、右肩に審－１と記載されておりますA３判の資料を御覧いただきたいと思っております。計画の策定スケジュールを記載したものでございます。

資料の一番上の段、赤枠で囲っている部分が本審議会及び本審議会に設置されております専門委員会会議のスケジュールでございます。その下は、本計画と関連性の深い再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画を審議しております再エネ等・省エネ促進審議会のスケジュールとなっております。

宮城県地球温暖化対策実行計画につきましては、昨年３月に計画の見直しについて知事から本審議会に諮問が行われ、より具体の審議に当たっては８名の専門委員で構成する専門委員会会議が設置され、御議論いただいていたところでございます。

昨年８月の第１回から、今年５月の会議まで５回にわたって専門委員会会議で御議論いただきました。その間、本審議会には１月に骨子案、３月に中間案の報告をさせていただきました。また、

3月末から4月末にかけまして1か月間、パブリックコメントを実施いたしまして、その結果も踏まえまして、5月22日に開催した第5回専門委員会において最終案を御議論いただきまして、調製したものを本日の会議で最終の御審議をいただくものでございます。

それでは続きまして、資料の審-2を御覧いただきたいと思っております。A4の横書きになっているものでございます。パブリックコメント等に対する県の考え方という資料でございます。

計画の中間案について、幅広く御意見をいただくために、3月下旬から1か月間、パブリックコメントを実施したほか、各市町村や「ダメだっちゃ温暖化宮城県民会議」の会員の皆様に意見照会を行いました。その結果、全部で5団体1個人から延べ29件の御意見をいただいております。いただいた御意見について、計画にどのように反映させたかにつきましては、この後、この資料と資料審-3の計画書本文の両方を御覧いただきながら御説明させていただきたいと思っております。

資料審-3の計画書本文のほうでございますが、表紙の下の方の四角で囲んであります部分ですけれども、修正箇所についての表示につきまして、パブリックコメントや専門委員会においていただいた意見よりの修正箇所については、黄色で囲んだ青文字で記載してございます。また、庁内からの意見などを踏まえた事務局での修正箇所については赤文字で記載しておるところでございます。

それでは、新計画の最終案について、パブリックコメントでの御意見や専門委員会議論の論点に基づく主な修正箇所をページ順に御説明いたします。

まず表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。黄色の箇所がいっぱいありますけれども、細分化した目次に修正しております。これにつきましては、審-2のパブリックコメントの資料でございますが、2ページの意見番号3を御覧ください。

目次について、もう少し細かく記載したほうがわかりやすいという御意見をいただいたのを踏まえまして修正しております。

次に、計画書の61ページを御覧いただきまして、あわせまして審-2のパブコメ資料のほうは3ページ目になりますが、意見番号9を御覧ください。

「まち・むら」の将来像についてのところでございます。どの地域が「まち」で「むら」なのかあいまいであり、将来像の内容を見ても、あえて「まち」と「むら」を区別する意味を感じないことから、まとめて「地域」とすることで十分ではないかという御意見をいただいたところでございます。

この御意見への対応ですが、低炭素社会の将来像を検討するに当たっては、都市化が進んだ地域と自然が多く残る地域では、やはり目指す姿が異なるものと捉えまして、それぞれ別個に将来像を設定したものでございます。ただし「まち」と「むら」の区別があいまいとの御指摘は、そのとおりでございますので、61ページ2段落目のところになりますが、「将来像では、県民のライフスタイルや日々の行動、住環境、廃棄物の削減などに焦点を当てた「暮らし・住まい」の分野、人口が多く都市化が進んだ地域（まち）と、自然が多く残る農山漁村の地域（むら）の理想的な姿やそれにおけるエネルギーの利活用などに焦点を当てた「まち・むら」の分野」というように説明を加えてございます。

続きまして64ページを御覧ください。

ここでは「まち・むら」に関する将来像を記載しております。2つ目の「低炭素型の生活が定着している都市」としてありますが、これは修正前は「ゆとりをもって暮らせる低炭素型の都市」としておりました。こちら、パブコメの資料の意見番号9のところの4ページ、4行目からになりますけれども「「ゆとり」とは何を示すのか。「むら」にはすでにゆとりがあるのか」といったような御意見をいただきました。それで、64ページのように「低炭素型の生活が定着している都市」というふうに修正しているところでございます。

また、64ページ、3つ目の将来像のところですが、「地域資源が活用され、循環している農山漁村」という箇所ですが、修正前は「資源が地域内で循環する農山漁村」としておりました。これにつきまして、パブコメ資料のほうですが、同じく4ページですけれども、説明の中では「都市との人的・物的交流が盛んで」と示されているが、資源の循環する地域が農山漁村に限定されているのであれば、都市との人的・物的交流は、農山漁村という地域内での資源の循環にはならず、矛盾しているのではないかという御意見をいただいたところでございます。

この御意見につきましては、第5回専門委員会において改めて御確認をいただいたところ、農山漁村だけではなく都市における地域内循環も重要であるが、ここでは多様な地域エネルギー

資源ポテンシャルを有する農山漁村の地域内循環を豊かにし、その上で、都市と農山漁村の地域間の人的・物的交流も重要であるという議論がありましたことから、64ページのとおり「地域資源が活用され、循環している農山漁村」というふうに修正するとともに、都市と農山漁村との関係性について、64ページ下に図をつけておりますが「地域循環共生圏の概念図」を掲載することといたしました。

次に、70ページを御覧ください。こちら総量目標を記載しているところですが、中間案では31.1%としておりましたが、最終案では、今後よりわかりやすく県民の皆様にもアピールしていくことを考慮しまして、小数点以下を用いず31%として計画目標数値を設定したいと考えているところでございます。

続きまして、資料の90ページを御覧いただきたいと思っております。あわせまして審-2のパブコメ資料のほうですが5ページ、意見番号13になります。

産業・経済に関する補助目標について、特定部門・業態の事業者からすると、業務延床面積当たりのエネルギー消費量という指標はわかりにくいのではないかと御意見がございました。

将来像「産業・経済」における目標指標につきましては、民生業務部門における温室効果ガスの排出量の削減が大きな課題であるとの認識のもと、民生業務部門を代表するような指標ということで延床面積当たりの項目を設定したところでございますが、その旨が理解されるよう、90ページのとおり字句を修正してございます。

2行目の「民生業務部門」の次に「(オフィスビル・事務所・店舗等)」というようなことを入れてございます。それから、下のほうの(1)目標の指標のところでは「民生業務部門の取組を強化していることが必要であることから」ということで入れてございます。

以上、パブリックコメント等での御意見を踏まえて修正したもののうち、主なものについて御説明をさせていただきます。

また、お配りしている本文の中で西暦と和暦の表示につきましては、今は両方を併記している形にしてございますが、平成32年、2019年以降の部分につきましては西暦のみの表記に修正する予定にしておりますので、御了承願います。

続きまして、パブリックコメント等でいただいた御意見のうち、最終案に反映していないものもございしますが、主なもののみ御説明させていただきます。

本文のほうですが、116ページを御覧いただきたいと思っております。

「取組21：電力の地産地消の推進」というところでございます。あわせましてパブコメ資料のほうですが、審-2の資料の6ページになります。意見番号16のところでございます。

電力の地産地消の推進につきまして、エネルギー供給事業者の自主的な取組に関する義務づけや電力消費者への取組について検討するということを追加してはどうかという御意見がございました。このことにつきましては、環境省では今年3月時点で電力販売ベースのカバー率が98%となる電気事業連合会加盟者等における低炭素社会の実現に向けた自主的な取組について実効性を確認するため、毎年度低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会などにおきまして、進捗状況の評価していくというふうにしてございます。

県としましては、まずはその評価結果の妥当性につきまして推移を見守りたいと考えているところでございます。また、電力消費者に対する低炭素電力の選択を促す機会の創出などにつきましては、電力小売事業者の販売状況などを踏まえながら、今後必要な検討をしてみたいと考えているところでございます。

そのほかにも、県が実施すべき施策として具体的な御提案をいただいておりますが、それらにつきましては、今後の計画の進捗状況の点検評価を踏まえて検討するとともに、概ね5年ごとに行う予定としております本計画の見直しの際に、必要な施策を追加していきたいというふうに考えております。

そのほか、本文の全般にわたりまして、専門用語的な語句につきましては、なるべく意味がわかるよう赤字で追加修正を行うとともに、156ページからの資料編につきましても、適宜語句の追加修正を行ってございます。

以上が、パブリックコメント等を踏まえた修正の御説明になります。

続きまして、今一度、本計画の全体の概要につきまして、参考資料としてお配りしております概要版のほうで御説明をさせていただきます。

右肩に参考資料ということで、青色の資料でございます。こちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

初めに、計画策定の背景でございますが、気温上昇や農作物の収量減の影響など地球が危機的な状況にある中で、SDGsやパリ協定の採択、それから国の地球温暖化対策計画の策定など、国内外での地球温暖化対策の推進を強化する動きが加速してございます。

また、本県の温室効果ガスは「1 宮城県の温室効果ガス排出量」に記載のとおり、減少傾向にありましたものが、東日本大震災以降は復旧・復興事業などの要因もありまして増加しているということなど、本県特有の状況がございます。

こういった環境施策を取り巻く状況などを踏まえまして、計画の見直しを行うこととしたものでございます。

次のページを御覧ください。

「2 宮城県が目指すべき低炭素社会の将来像」についてでございますが、こちら持続可能な開発目標、SDGsの考え方も踏まえながら「暮らし・住まい」「まち・むら」「産業・経済」の分野においてそれぞれの将来像を実現することを通じ、恵み豊かな本県の自然環境が最大限活用されながら、人々の暮らしと調和した姿で活用保全されていることを目指すこととしております。

「3 計画の目標」につきましては、先ほども御説明したところですが、2030年度において2013年度比で31%削減と、国の計画を5%上回る目標としております。

次のページでは、目標達成に向けた具体的な行動例と参考イラストを掲載しております。これは、県民お一人お一人が、それぞれのライフスタイルに合わせて環境配慮行動に取り組んでいただくために参考となる具体的な例としてお示ししているものです。

次のページを御覧ください。

見開きで、目標達成に向けた施策を記載してございます。

まず、具体的な施策を展開するに当たっては、「流れを、変える。」を基本精神といたしまして、必要な変革を力強く推進していくため、新たに5つのコンセプトを掲げ、将来像の分野ごとにおける施策を展開していくこととしております。

コンセプト1「地球市民マインド」としましては、SDGsの考え方を踏まえた環境学習の場の充実に積極的に取り組み、県民一人ひとりが「地球市民」の一員として身近なところから行動を起こすための支援をしていくこと。

コンセプト2「熱には“熱”を」では、「地中熱」「太陽熱」「木質バイオマス」など、県内の未利用熱を上手に、日常的に、あらゆる場で活用するための支援を充実させること。

コンセプト3、「地産地消エネルギーへのこだわり」では、エネルギー源として県産未利用材の有効活用を前提とした木質バイオマスなど、エネルギーの利活用に伴う便益が地域経済の循環に資するような取組を推進すること。

コンセプト4ですが、「ヒト・モノ・コトをつなぐ」では、県は「場」づくりや“インターフェース”としての役割を積極的に果たし、情報の発信や人材の発掘やマッチングなどに積極的に取り組んでいくこと。

コンセプト5、「環境・経済・社会の統合的向上」では、例えば環境と農業、環境とものづくりなど、異なる業種が幅広く連携・協働した取組や、プロジェクトを積極的に進めていくこととしております。

その右側には、施策体系を整理しておりますが、温暖化の進行を抑制する緩和策は、3つの施策立案方針に10の基本的方向、そして45の取組に整理しております。

また、温暖化による被害を回避・回復するための適応策、これは今回の計画で新たに盛り込むものですが、この適応策につきましては、7つの取組に整理しております。

具体的な取組内容としましては、例えば取組番号2ですが、県民一人ひとりが「地球市民」の一員として身近なところから課題解決に取り組む重要性を強調していることを踏まえまして、環境教育リーダーや地球温暖化防止活動推進員の育成、活動支援などにより、将来の世代を見据えた環境教育・人材育成を行います。

また、地球温暖化防止のための省エネ行動の利点に関する情報などについて、SNSやICTを活用した情報発信の手法も検討していくこととしております。こちらは取組番号4になります。

また、環境・経済・社会をともに発展させるような環境産業を振興していくために、例えば取組番号15ですが、地産バイオマスを利用した発電設備の導入補助やマッチングなどの支援、その事業化に向けたセミナーや研究会を組織するなど、原料の搬出から原料の運搬、加工、エネルギー化に至る川上から川中、川下を通じた支援に注力してまいりたいと考えております。

最後のページを御覧ください。

本計画は、宮城県内の自然的、社会的条件を踏まえるとともに、将来像及び削減目標を達成するための温室効果ガスの排出抑制対策や、気候変動影響に適応するための対策など、県民・事業者・各種団体・市町村など、あらゆる主体の指針となるものでございます。

そのため、県としましては「8 計画の進行管理」のところになります。本計画を着実に遂行していくため、県全体の温室効果ガス排出量の算定を行い、削減目標の達成状況や補助目標について点検・評価し、県民・事業者の皆様にも公表するとともに、県における地球温暖化対策関連事業の進捗状況につきまして、県の行政評価制度も活用しつつ定期的に取りまとめまして、フォローアップをしながら進行管理を行いたいと考えてございます。

なお、ただいま御説明したこの資料につきましては、本計画の概要版の現段階でのイメージとしております。今後、県民や事業者の方々への周知や啓発の機会での利用を想定し、より見やすく、かつわかりやすいものに改良していくことにしております。

以上で、審議事項、宮城県地球温暖化対策実行計画（地域施策編）についての説明とさせていただきます。なお、御議論を踏まえまして、最終的な答申を賜りたいと存じますので、御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○須藤会長 どうも、環境政策課長、御丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

計画の見直しに係る調査・審議につきましては、専門委員会議を設置して進めてまいりましたことは最初に申し上げたとおりでございます。本審議会から5名の委員の皆様が出席されておられて、専門委員となつていただいております。本日は、代表して吉岡副会長により、これまでの専門委員会議の審議あるいは今の御説明の補足等を踏まえて、御説明をいただきたいと思っております。吉岡副会長、どうぞお願いいたします。

○吉岡副会長 東北大の吉岡でございます。この計画の策定に関しまして、当初から関わってきたということもありますので、少し、今の事務局の説明に加えまして、少し補足的なことというところで発言をさせていただきたいというふうに思います。

この計画見直しということになってございますが、温暖化対策に対する国の計画等も、ずっと同じというわけではなくて、状況に応じてさまざま変わってくるということもあつて、本県においても、どういうふうにそこに対応しつつ施策を練っていくのか、あるいは少しそれを先取りした形で、どこまで背伸びをしながら頑張るかというような視点に立ちまして、この計画の見直し作業に当たつたということでございます。

非常にボリューム感のある計画になってございますが、なかなか見にくいと、わかりにくいというような御指摘もいただいておりますので、概要版というところでまとめさせていただいたということでございます。

通常であれば、こういった将来的に何%まで温暖化ガス、これを削減するかというのは、通常、積み上げのどこまでできるかというところで、無難な数字になりがちなんですが、少しやはり、ここは宮城県としてはもうちょっと背伸びをしたらどうかというようなことも踏まえまして、国のほうでは、2013年から含めて2030年まで26%というところに対して、県では、特に積み上げたわけではなくて気持ちというのも含めまして、それに5%上乗せするというところで31%という数字をはじき出してございます。

これに対して、どういう理由があるのだというふうに、ちょっと質問を受けると、そこはないというのが正直なところでございまして、ここまで頑張るというところで、頑張れる範囲で、かなり背伸びをしたところでの31%というふうに御理解をいただきたいと思っております。無謀な数字を出して、何も実行できないということにはしたくないという意味を含めて、この数字というふうに御理解をいただきたいと思っております。

それで、多岐の章構成からなっておりますが、第6章までは御覧のとおり、これまでの状況を御説明するという形での章構成というふうに御覧をいただいて、実際に7章以降が、県として今後やっていくべきことのコンセプトが出されているというふうに読んでいただければよろしいかと思っております。特に、7章につきましては「宮城県が目指す低炭素社会の将来像」ということで、4つの将来像ということで目標といいますか、目指すべき姿というのを描いてございます。

それを実現するために、では具体的に背伸びをしながらどこまで頑張るかということで、第8章以降、31%というのを大きな目標の柱に据えて記載をしております。特にこれに関しましては、産業構造、宮県の特異的なところもございまして、そのところを少し意識した形ということで、すみません、資料の報1に移っていただければと思っておりますが、真ん中の基本方針と

目標というところの、これはオレンジの部分ですね、産業・経済というところに関しまして、2番目のところに、環境・経済・社会を統合的に発展させる環境関連産業というところを2番目に記載してございます。

この環境審議会の中でも、かなり暮らしを随分意識した形での、いわゆるパブコメのほうにもありますように、我慢を強いるような形に見えて仕方がないというような意見もございましたので、そうではありませんということを少し強く強調する意味でも、産業・経済のところに対して、統合的に発展させる環境関連産業というのを、少し前のほうに出したというように御理解をいただきたいと思います。

その上で、我々がどういうふうに移らしていくのかということ、特に低炭素型で魅力豊かに発展する産業ということで、農業・漁業というところを打ち出している、そういうふうにご覧いただければと思います。

特に重要な点といいますのは、具体的にどういうふうにしていくのかというのが9章以降書いてございますが、それをまとめておりますのが、資料報1の1枚目の裏にあります概要②というところで、特に「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」についての概要ということで、②に記載をしております。上位計画である温対計画、45の取組がございますけれども、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する計画ということで、ここでは34の取組ということで構成していると。ただ、34の項目全部そのまま上げては、何がどこに焦点を絞られていくのか非常に見えにくいということですので、施策分野として7つを取組促進の形としてコンセプトを上げてございます。また、その施策分野、どういうふうにしていくのかということに関しては、その展開のコンセプトというものをきちんと立てねばいけないだろうということで、将来像の施策展開のコンセプトということで、そこに5つ上げたということでございます。特に「地球市民マインド」、特にここはSDGsのところを強く意識した部分でございますが、コンセプト1にそこは上げております。

あと「熱エネルギー」というところも非常に重要な項目であるということで、そこはコンセプト2、それと「地産地消エネルギーへのこだわり」というところもありますので、そこはコンセプト3、それとモノあるいはコト・ヒト、こういうところと県との関わり、特に県が果たす役割というところでは、そういうところをつなぐ“インターフェース”という役割が重要になってくるということで、少しそのところをコンセプト化した形で4というふうにまとめてございます。

また、実際に県民が暮らししていく上で、どういうところを統合的に考えなければいけないのかと、暮らしの部分、それと産業の部分、それと環境の部分ということで、コンセプト5というふうにまとめている。ここにある意味、5つのコンセプトを打ち出したというところでは、今回の新しい計画の中での目玉だろうというふうに認識をしているというところでございます。

さまざま、パブコメ等を含めまして意見を頂戴しましたので、そのところをできるだけ、この中に反映できるようにというところ、それとやはり、我々のスタンスとして、県のスタンスとして、どうしても曲げてはいけませんか、いろいろな意見だけあまねく対応するというわけではなく、ある種の柱を持った形ということで、ここに計画を示させていただいたというところで、こういったことをここに付託された事項としてまとめ上げたということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

ほかにも委員の先生方がおられますので、もし不足なところがございましたら補完していただければと思います。私のほうからは以上でございます。

○須藤会長 吉岡副会長、どうもありがとうございました。

専門委員会を代表して、一応、今までの概要と重点事項についてお話をいただきました。ほかに4人の先生がいらっしゃいますが、全体的に、多くの方々から意見を伺おうと思いますので、ほかの委員の先生も、どうぞ御発言なさって結構でございますので、あとはしばらく、この審議会の委員の先生方の御質問をいただいて、先ほどの環境政策課長の部分と、今の吉岡先生の部分の両方について、また、報告書を御覧になって、ここは変じゃないかというようなことがあっても結構でございます。どうぞただいまから、少し審議をいただきたいと思います。お願いをいたします。

こういうものって、なかなか質問しにくいというのはよくわかっているのですが、いかがでございましょうか。多分、いっぱい細かいことだとあると思うんですね。いかがですか。どうぞ。

○日引委員 意見というよりは、ちょっと修正点かなと思うところが1か所ありますのでお知らせ

したいと思います。

こちらの実行計画（審一参考資料 1 ページ）の下の棒グラフなんですけれども、これは温室効果ガスの排出量についてですね。ところが、棒グラフの縦軸が二酸化炭素排出量となっていて、ここは多分、温室効果ガス排出量としておいたほうがいいのかなど。二酸化炭素換算にはしていらっしゃるんですけども、二酸化炭素排出量ではないので、そこは修正しておいたほうが誤解がないからいいかなというふうに思います。以上です。

○須藤会長 当然、そうですね。よろしいですね。修正していただいたほうがいいのかと思いますね。

○稲村環境政策課長 はい、申し訳ございません。修正をさせていただきます。

○須藤会長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員の先生どうでしょうか。どうぞ、萩原先生。

○萩原委員 萩原です。ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

2つ何か抜けているような気がするのですね。1つは、温暖化に関する温室効果ガスに向けて、フードロスの問題というのはどこに入ってくるのかなという。廃棄物とは書いてありますけれども、今、世界的にフードロスとSDGsの問題、大変重要なポイントになっていて、例えば、目標達成に向けた具体的な行動例の中に、そういったことも入ってきているいいのではというふうに思います。

もう1つ、海洋のところでSDGsの14番もそうなんですけれども、今やはり脱プラスチック社会というのが大きく取り上げられていて、イギリスは2019年、全てのプラスチックを禁止する取組があるし、EUもそうですし、最近ではスタバもマックもプラスチックのストローをなくしている。私たち、本当に身近なところにつながる問題ですので、持続可能なライフスタイルを進めていくという意味でも、私たち消費者にすごく身近なところの問題、今、大きく取り上げられているので、何かそういったところも入れていくと、よりこの計画が身近なものになってくるのではないかと思いますので、ぜひ、入れていただければと思います。以上です。

○須藤会長 副会長、この辺得意なところでしょうかから、ちょっとコメントしてください。

○吉岡副会長 これ、私がコメントするのは、本当は県のほうかもしれないんですが、ちょっと今の御意見で、計画作成に携わった身として、ちょっと今のお答えをしたいと思いますが、今の御質問というか御意見は、どちらかという廃棄物対策のほうが、かなり意識としては強いのではないのかなと。ここの計画は温対計画のほうなので、少しそこのところに注視をしたと。

○須藤会長 温対計画は、それにつながるということなんでしょう。

○萩原委員 つながらないとは言えないと思います。

○吉岡副会長 つながらないというわけではないんですけども、ちょっとそこのところをどういうふうに書き込んでいくのかというところは、少し事務局と相談して……。そこは事務局のほうにお願いしたいと思います。

○須藤会長 それでは事務局。

○稲村環境政策課長 今、お話しいただきましたフードロスの問題と、それから脱プラスチックの部分でございますので、先ほど行動例のところというようなお話もございましたので、そのあたり、どういった形で盛り込めるか、ちょっと今すぐお答えできないですけども……。

○須藤会長 でも、入れる方向にしておきましょう。

○稲村環境政策課長 ええ、入れる方向で、あと検討したいと思いますので。

○須藤会長 それは入れる方向にします。修文は後でやります。

○三沢環境政策課技術補佐 まずは取組1のところ、低炭素社会形成に向けた県民運動の推進の中に包含される取組の内容が入ってくるのではないかなというふうに思います。

○須藤会長 入るけれども、今、いろいろ話題になっていることだから、多少キーワードとしても出してほしいというのが萩原委員の意見だと思いますね。

○三沢環境政策課技術補佐 そういうことで、県民も環境配慮行動の推進ですとか、そういったところの例示とか。

○須藤会長 その中に入れたらいい。

○三沢環境政策課技術補佐員 取り入れさせていただきたいと思っております。

○須藤会長 私もそう思います。ほかの委員もどうぞ。今のはどこかに入れます。いかがでございますでしょうか。ほかにないですか。どうぞ、鶴見委員。

○鶴見委員 鶴見です。全体的なコンセプトは、私は非常にいいかなと思って、特に反対とかそういったことはないんですが、ちょっと細かい話にはなるんですけども、例えば112ページの

太陽光発電導入促進というところなんかを見ますと、どうしても私の場合は個別的な案件を見ることが多い関係で気になってしまうんですけども、例えばこの中の取組14の中に、丸が3つありまして、その中で2番目の丸で「太陽光発電導入に関し、自然保護や文化財保護などの観点から、保全すべき土地との調整が課題になっている」ということを、いろいろ課題が書いてあるんですけども、例えばつい最近のニュースでは、例えばメガソーラーの開発土地、例えば仙台ハイランド跡地ですね、サーキットのコンクリート片をそのまま埋め込んでしまって不適正処理があると。

つい最近、私も宮城県のあるメガソーラーの、ほぼ建設され尽くしているところなんですけれども、そのこのどうやら木くずが不適正に埋められてメタンガスが大量に発生したりとか、黒い樹液が出てきて周辺のため池に流れ込んでいるみたいな事案があったりとか、つまり導入促進の一方で、その業者業者が産廃の処理を不適正に行っているという問題が出てきているのではないかなど。ただ、導入促進の陰でそういう不適正処理みたいなものがあるというところがちょっと心配なので、例えばここの中で、産廃の処理の適正化とか、そのあたりを、やはり調整すべき問題として明文化してほしいというのが私の意見です。ほかの、例えば風力とか、どういう問題が出ているか、ちょっと私もわからないんですけども、そういったところはやはり、どうしても導入する以上は、そういった一方の環境、そちらもやはり環境問題に関わると思いますので、ぜひとも配慮すべき文として入れてほしいというのが、私の提案です。

○須藤会長 はい、わかりました。それでは、事務局何か答えがあるの。

○稲村政策課長 今、いただきました産廃処理の適正化ということ、非常に重要なことだと思いますので、どういった表現にできるか、ちょっと検討してみたいと思います。

○須藤会長 それから、さっきの風力なんかの場合は、バードストライクとかというようなマイナスの面もあるので、そういうことがなるべくならないようにとか、何かそういうことを言っておかないと、自然エネルギーを使えばいいと、つくればいいということだけではないので、そのための環境影響をいかに少なくするかということ、やはりそういう中に少しでも書き込まないといけないだろうと思いますね。では、吉岡先生、プラスチックの問題、どうぞ。

○吉岡副会長 先ほど、萩原先生から御意見をいただきました脱プラの話なんですけど、これ、そこまでどういうふうに対応するかというのは、なかなか難しいなというのは正直思っております。といいますのは、今日もここに環境省の東北事務所が来ておられますが、G7のほうで海ごみに対するプラの話については、日本はそこに対してはある意味恥ずかしい話ではありますけれども、批准はしていなかったということがございます。その一方で、来年度G20、これの議長国が日本になってくるので、多分そここのところでプラスチック問題についてきちんと姿勢を示そうというような方向があるということも聞いてはおります。その中で、プラスチックの問題と、これをどうというふうにしていくのかということ、多分関係づける必要があると思うんですが、少なくとも、ここの中では3R関係の事業を展開していくということで、きちんと廃棄物にならないように循環利用していくという施策のところを少し強化していこうということで、ここでは書き込んでおりますので、まずプラスチックを使う、使わない、あるいはつくる、つくらないという規制というものは、世界的な流れの中でどういうふうに、また日本が対応していくのかと。それに対して県のほうで対応するという話になってくるかと、私は思っております。（「そうしたほうがいいと思いますね」の声あり）でも、今、現段階で、この中で、作り上げた中で、そのこのところに対応する項目とすると、やはり3R事業であるとか、あるいは日本の、特に特徴があります市民・県民がきちんと分別をしてごみをごみではなくするよう、そういう施策のところ、分解していきましょうということがあるので、そのこのところ、少し今後のプラスチックの対応について強化するというような形の対応というのが、この計画の中では適切なのではないかというのが、私自身の見解でございますので、これはまた県のほうで、このこのところをどういうふうに対応するのかというのは、お伺いしたいというふうに思います。

○須藤会長 ありがとうございます。小沢所長、何かコメントありますか。プラスチック問題は取り組んでおられないと思うけれども、所長だから全部言えるでしょうから。

○小沢東北地方環境事務所長 恐縮でございます。小沢でございます。例えば、日本の古くからの文化構造で、森林資源を活用してきた、そういったところで、もともと捨てる文化だったり、あるいは捨てるといいますか、それが生かされていく、そういう日本人の経験があったと思いますし、例えばインドネシアのボゴールにハーバリウム、民俗植物学博物館があって、そこでもインドネシアの方々は、ほとんど森林資源を活用して、そして捨てる文化ではあったんですけども、

地球に対する負荷を抑制する、そういうような経験を持っていた。そういう人間の経験を、もう一回思い起こすということもあるのではないか。これはちょっと環境省の施策からかなり外れておりますけれども、個人的な関心でありますけれども、今のプラスチック問題は極めて大きな問題だと思っております。

それから、感想でございますけれども、この取りまとめられた計画は本当にすばらしく、具体的な数値目標もいろいろと取り上げられていて、事業所が何をしたらいいかということも、指標にするということでは、とても大事な骨格ができていないかと思っております。それで、ただ人間というのは、一人ひとりが何か行動を起こそうとする時には、感性に訴える事件がありますと、こういったものに取り組みます。今回、いろいろ上げられています対策のメニュー、いろいろなメニューがありますけれども、ここに個々人の立場で出かけようとしても、何かこうメンタルなどといいますか、アクションがあるとよいのではないかと。

これは例えば、1972年、ここで話したかもしれないかもしれませんが、国連人間環境会議というのがストックホルムであった時の少し前に、当時のヨーロッパ人の、ゲルマンの心のふるさとである森林が真っ赤になったという、ゲルマンの神話では、男の人はトネリコの木から、それから女性はハルニレの木からできたと、そういう自分たちの出自、神話上ではありますけれども、その森が滅びていくということが大変大きなインパクトであったということもあって、国連人間環境会議の開催になったという説も伺ったことがあります。

この宮城県でいうと、やはり大きな心配というのは、杜の都仙台ですから、この杜の都仙台の杜がどうなるのかとか、こういう基本計画、基本的な考え方の整理から派生していくアクションをどう生み出していくかという時に、そのような具体的なイメージをシミュレーション、心配事項というのを見えるような形にしますと、ここに掲げられているいろいろな施策に入っていく時の気持ちが高まるといいますか、そういう促しになるのではないかと、完全に個人的な感想です。

○須藤会長 いえ、どうもありがとうございます。ほかの委員の先生、よろしいでしょうか。

特になければ、ありますか、どうぞ。

○稲村環境政策課長 すみません、先ほど廃プラの関係でございますが、資料の110ページを御覧いただきたいんですが、110ページの「取組12：各種リサイクル法の適切な運用等」というところでございます。

この中に丸が3つございますが、3つ目のところでございますけれども、「そのため、廃プラスチックなどの廃棄物の発生抑制や各種リサイクル法に即した環境資源の収集量の増加など各事業者が適正に3Rを推進していけるよう、国や市町村と連携しながら、これら各種リサイクル法に基づく制度の周知を図るとともに、法令の適切な運用を図ります。また、「宮城県循環型社会形成推進計画」に基づき、さらなる3Rの促進を図り、廃プラスチックの焼却量を削減します」ということで、ここで廃プラのことは記載してございますが、なお表現ですね、ちょっと工夫しまして、ここに書き込みをちょっと加えたいと思っておりますので、御了解いただければと思います。

○須藤会長 わかりました。それでは、松八重委員、どうぞ。

○松八重委員 東北大の松八重でございます。

1点だけコメントさせていただきたいんですが、森林の保全の話で、宮城県の地域特性のところ、例えば、こちらの審-3（区域施策編）のところでは、宮城県の地域特性について地勢とそれから気候と土地の利用状況と書いてありまして、恐らくその話というのが、その後の森林吸収の、森林CO₂吸収のところにつながってくるんだと思うんですが、ちょっと余り宮城県のほうでは話題にならないかもしれないんですが、仙台市で環境アセスの立場で少し携わっておりますと「いぐね」の保全というのが結構よく話題になってございます。やはりほかの地域にはないもので、「いぐね」がやはり文化的にすごく重要であるというようなところから、アセスの観点では非常に重視されるんですが、恐らく森林の吸収、CO₂の吸収という意味でも、恐らく保全すべきものであると。

文化的な側面と、それからCO₂の吸収源というふうな両側面から保全をしていかないと、多分、これから先、どんどんなくなっていったら、宮城県といいますが、足元の文化的な価値というものがどんどん失っていきますので、ぜひその点を、少しどこかでタッチいただけますと非常にありがたいと思っております。以上です。

○須藤会長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。ほかの委員の方、よろしいでしょうか。具体的に「いぐね」の話につながるかどうかは別として、森林の吸収源を増やしていくという意味では、やはり保全しなくてはいけないということは当然だろうと思っております。

よろしいですか。

そうしたら、多くの意見をいただいているんですけども、大幅にこの意見を覆して新しいものをつくるというような段階ではございませんので、今、幾つかいただいた意見を、特に大事なところは地球温暖化対策実行計画になるんですけども、それと廃棄物の処理計画が、相矛盾するようなことのないように、実行計画の中にそれが飲み込めるような、先ほどのプラスチックなんかもそうなんですが、あるいはフードロスなんかもそうなんですが、そのように例示とか何かで表示をして、実行計画は単なるCO₂の削減ではないというように、とられないように、廃棄物の処理計画と一体であるということを、県の審議会なので、そういうふうに表示できる部分はするように修文をさせていただきたいと思っておりますので、この修文については、若干時間を要するかもしれませんが、私が座長でございますので、事務局と相談をいたしまして、大幅に変えることはもちろんございませんですが、例示とかそういう表現は事務局と相談をさせていただくということで、取りまとめていきたいということでよろしいでしょうか。大幅な変更ではございませんので。例示等の表現の仕方を変えて、皆さんに誤解のないようにしていきたい、こういうふうにあります。

それでは、そういうことで御承認いただければ、これを答申案として取りまとめてよろしゅうございませうか。特に異議がなければ、あとのところの細かい部分は、今のように事務局と私にお任せをいただいて、これを答申案とさせていただいて、あとの手続について、事務局のほうで御説明ください。

○**稲村環境政策課長** ありがとうございます。今、須藤会長からお話がありましたように、今日いただいた内容を踏まえまして、最終的なところを須藤会長と事務局のほうで調整をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**須藤会長** それでは、審議はこれだけなんですけど、あと報告事項がございます。

(2) 報告事項

①再生可能エネルギー・省エネルギー計画について（再生可能エネルギー室）

○**須藤会長** 本日の報告事項は2件ございまして、そのうち1つは、先ほどから議論が出ている「再生可能エネルギー・省エネルギー計画について」ということで、担当課から御説明を願います。前に出てきてどうぞ。おかけになって。

○**佐藤再生可能エネルギー室長** 再生可能エネルギー室の佐藤でございます。

報告事項の1つ目、再生可能エネルギー・省エネルギー計画について御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

説明資料でございますが、右肩に報1と書いてございます「再生可能エネルギー・省エネルギー計画の概要」という資料を御覧ください。概要の①という部分でございます。

左上、基本的事項でございます。

計画見直しの趣旨といたしましては、東日本大震災及び福島第一原発事故を契機とした県内におけるエネルギー供給体制の変化、固定価格買い取り制度による太陽光を中心とした再エネの普及拡大、県民の省エネ意識の変化、それからパリ協定の採択や国の二酸化炭素排出量削減目標の設定、国の長期エネルギー需給見通しの策定等々のエネルギーを取り巻くさまざまな環境の変化を踏まえて、今回、再エネ・省エネ計画の見直しを行うものでございます。

計画の目的でございますが、低炭素社会の実現に向け、再エネ導入及び省エネ促進の必要性等を県民や事業者の皆様と共有すること。そして、施策の大綱や基本的な方向性を示すことにより、各主体の自主的、積極的な行動を促進し、相互に連携した推進体制を構築することを目的としてございます。

こちらの計画の期間でございますが、基準年を2013年度、目標年を2030年度、計画期間は2018年度から2030年度までの13年間としております。目標年度につきましては、国の長期エネルギー需給見通しの最終年度と同じに設定をしたところでございます。

計画の位置づけでございますが、この計画は、本県の再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進の基本計画となるものでございます。同時に、先ほどもちょっとお話がございましたが、法律上策定が義務づけられている宮城県地域温暖化対策実行計画の二酸化炭素排出量削減対策においても、再エネの導入、省エネの促進は重要施策と位置づけられておりますことから、本計画は地球温暖化対策実行計画の実施計画としても位置づけられるものということになってございます。

次に、今御覧いただいているところの下の欄、「Ⅱ 現状」でございます。

全国の再エネ導入量の推移といたしましては、震災の影響により一時的に減少しましたが、2012年のFIT開始後は増加傾向が継続している状況でございます。一方、本県の再エネ導入量の推移につきましては、隣の真ん中あたりにあります「①再生可能エネルギーの導入量」にあるグラフを御覧いただきたいんですが、震災の影響によりまして、2011年、2012年にかけて大きく減少しておりますが、2013年から再び増加に転じているというような状況でございます。

左下の現状の欄のグラフに戻っていただきまして、エネルギー消費量の推移でございますが、全国的には2005年をピークに減少傾向で推移しております。一方、本県のエネルギー消費量の推移は、先ほど御覧いただいたグラフの隣、「②エネルギー消費量の削減量」を御覧いただきたいんですけども、2005年以降、減少傾向にありましたが、震災の影響により2011年に大幅に低減いたしまして、2012年以降は、震災復興の需要等もあり微増傾向で推移している状況でございます。

次に、計画の基本方針と目標でございます。真ん中の上のほう、「Ⅲ 基本方針と目標」でございます。

まず、2030年の将来像でございますが、本計画では、温対計画における3つの将来像を共有し、震災からの復興を進めていく中で暮らしや地域社会、産業など、それぞれの場面で再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーを促進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築と、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目指してまいります。

全体の目標でございますが、国の目標との対比が可能で、かつわかりやすい目標となるよう、4つの目標を掲げております。

1つ目が、再生可能エネルギーの導入量、2つ目がエネルギー消費量の削減量、そして3つ目が電力自給率、4つ目がエネルギー自給率でございます。

再生可能エネルギーの導入量につきましては、基準年となる2013年から約2.2倍となる3万5,969テラジュールを目標としております。エネルギー消費量の削減量でございますが、こちらは省エネ対策を行わない場合の見込量からマイナス19.0%となる、削減量といたしまして5万9,927テラジュールを目標として掲げてございます。

電力自給率につきましては、目標年となる2030年度で消費電力量に対する再エネの発電量が25.3%となることを目標としております。エネルギー自給率につきましては、目標年である2030年度に、エネルギー消費量に占める再エネ導入量、これは発電と熱利用を両方合わせたものでございますが、14.1%になることを目標として掲げさせていただいております。

続きまして、今御覧いただいている資料の裏面、計画の概要②を御覧いただきたいと思っております。目標達成に向けた県の施策でございます。

まず、資料の左側のほうに将来像と施策展開のコンセプトというところが記載をしております。下に「(温対計画と共通)」と書いてございますが、温対計画で定めている将来像と施策展開のコンセプトを本計画にも適用するということとしてございます。

その右の箱に記載をしております本計画の目標でございますが、本計画では、将来像実現に向けて再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進によって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築と、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしておりまして、その下、赤枠の中に記載してございますが、4つの数値目標の達成に取り組んでまいります。

一方で、目標達成のためには、資料の中央、今の目標の欄の隣に書いてございますような課題がございます。これらを解決していく必要がございますことから、これらの課題に対応するための施策として7つの施策分野、そして34の取組を設定をさせていただいております。

次に、資料の2枚目の概要③を御覧いただきたいと思っております。

こちらでは、施策体系の7つの施策分野ごとに、その展開の方向性と想定している主な施策例を記載してございます。本日は、そのうち3つの分野について説明をさせていただきます。

初めに、施策分野1、県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進でございます。

身近なところから日常的に省エネに取り組む県民一人ひとりの行動を促すため、年齢層や生活シーンに合わせた関連情報の発信や、家庭のエネルギー消費状況を「見える化」できる診断制度の活用などを促進してまいります。また、行動科学等の理論に基づくアプロ

一ちによる省エネ対策の普及促進についても検討してまいりたいと考えてございます。

次に、施策分野の5、震災の経験を踏まえ、環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進でございます。資料の右側の一番上になります。

こちらでは、震災復興に伴い公的施設へ積極的に再エネ・省エネ設備を導入していくことはもとより、新たな制度の活用等による再生可能エネルギー等の導入を、地域における「医療福祉」や「農林水産業」など、他分野の課題解決につなげていくような取組を支援し「暮らしを豊かに、産業を元気に、しかも環境に優しい」エコタウンの形成を、これまで以上に促進してまいりたいと考えてございます。

続きまして施策分野の7番目、水素社会の構築に向けた取組促進でございます。右側の下のほうになりますけれども、水素社会の構築に向けて、再生可能エネルギー由来の水素製造設備の導入拡大に向けた各種プロジェクトを実施したいと考えてございます。

また、県内での水素エネルギーの本格的な普及に向けて、国が進めるプロジェクトや実証事業などを積極的に活用することなどにより、水素エネルギーのさらなる利用機会の拡大についても取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、計画の概要の、ただいま御覧いただいている資料の裏面になります。④を御覧いただければと思います。

資料の左側には、VIといたしまして各主体の役割を記載してございます。真ん中の図は、各主体が連携するイメージでございます。本県が震災からの復興の取組を進めながら、再エネ・省エネの取組を計画的に推進していくためには、県民、事業者、県、市町村等の各主体がそれぞれの役割を担っていくことが必要になると考えてございます。

この連携体制の構築に当たりましては、県が各段階でつなぎ役となって目指すべき将来像の実現に向けた取組を推進していくことが重要と考えてございます。

最後に、資料の右側の計画の推進体制でございます。

本計画が掲げた施策については、各主体が連携した県全体一丸となって取り組むことが必要と考えてございます。そのため、県の庁内組織の連携はもちろんのこと、再エネ・省エネ審議会や「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議、それから市町村、民間団体、教育・研究機関、国などと協力しながら、県民の皆様、事業者の皆様とともに再生可能エネルギーの導入と省エネルギーを促進してまいりたいと考えてございます。

再生可能エネルギー・省エネルギー計画の概要についての御説明は、以上でございます。

○須藤会長 室長、大変丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。

それでは、委員の先生から、これも重要な課題でございますので、御質問いただきたいと思います。どなたからでも結構でございます。どうぞ。いかがでございましょうか。先ほどの議論とも随分関係するわけでございますが。どうぞ、土屋先生。

○土屋委員 先ほどの温暖化対策でCO₂の削減量というのは、26%の国の目標に対してプラス5%と、これは心意気だと、具体的な根拠ではないんですけども、心意気だということは、それはそれで受けて、みんなで頑張っていこうという気はあるわけですけども、この電力自給率とエネルギー自給率が国の目標とほぼ同じくらいと、何となく心意気の5%はどこにいったのかなという気がするんですけども、これについてはどうお考えでしょうか。

○須藤会長 それでは、佐藤室長どうぞ。さっきのこれとどこが違うか。

○佐藤再生可能エネルギー室長 電力自給率、エネルギー自給率につきましては、まず再生可能エネルギーの導入量から算出をさせていただいております。導入量の算出の考え方ですが、エネルギーの種別ごとに本県の再生可能エネルギーのポテンシャルというものを算出しまして、それを最大限導入した場合と、それから現状のまま推移した場合と両方推計をしまして、最大限が高位推計、それから現状のままが低位推計ということで出した上で、その中間ぐらいの中位推計というものを採用した結果、5%とまではちょっといかなかったんですけども、国を上回る水準ということで自給率のほうを目標として設定させていただいたというところでございます。

高い目標を掲げるほうがもちろんよろしいのはありますけれども、本県の現状の再生可能エネルギーの導入量も横目でらみながら、達成可能性というものを考慮いたしまして、このような形で設定をさせていただいたというところでございます。

○須藤会長 でも、国よりはやや高いということですね。

○佐藤再生可能エネルギー室長 はい、そうです。

○須藤会長 もっと頑張れということでしょうか。

- 土屋委員 根拠があって、この数値を出してきたということであれば、それは1つの目標値になり得るかなと思います。逆に、現状が2013年電力自給率4.6%だったんですね。私、東北地方のほかの県を見た時、もっと高かったデータだったと思うんですけども、宮城県は、何でこんなに低いんですか。水力が少ないんですか。
- 佐藤再生可能エネルギー室長 東北の他県と比較いたしますと、特に青森とか秋田とか、そちらのほうは風力発電等が盛んにやられておまして、宮城県におきまして、最近になって風力発電の取組が事業者さんのほうで積極的に行われつつあるところなんですけれども、そういったこともありまして、2013年度の段階では、他県と比べるとやや低めの数値になっているという現状でございます。
- 須藤会長 今は申請が出てきているんですか。最近のこの1、2年は申請が出てきているんですか。風力なり太陽光なり。
- 佐藤再生可能エネルギー室長 はい、そうですね。太陽光発電については、メガソーラー等、宮城県においても導入が進んでおるところなんですけれども、風力発電については、気仙沼のほうで既に稼働済みのものがございます。それから、石巻のほうで、現在、その設備を建設中のものが1件ございます。そのほか、加美町ですとか、あと白石市、県南のほうで風力発電の事業実施に向けた環境アセスメントの実施が、今、進められているところでございます。
- 須藤会長 アセスに入るということは、事業は申請されたということですか。
- 佐藤再生可能エネルギー室長 申請の前段階です。
- 須藤会長 そうですよ。ほかよろしいですか。先生、いいですか、今の。もうちょっと頑張れということですね。はい、どうぞ。萩原先生。
- 萩原委員 2点、1つは、県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進というところで、「見える化」ということは、これはいろいろなどころでも言われているわけなんですけれども、「見える化」させて「見える化」した先、こういうことをやると、こんなふうな新しい価値が創造されるというか、自分たちにとってもすごくいいこと、対比というか「見せる化」というか、そういうことも言われてきているので、またそういうものも入れていくと、次の「各主体の役割」の中の「“がまんしなくてもいい”省エネ行動の日常化」という、ただ単にがまんさせて、その先に何があるんだということですね。そこを見せしていくということが、非常に重視されてきていると思いますので、ちょっとその工夫をしていただければなと思いました。
もう1点、「民間団体に期待される行動」なんです。人材育成というのが教育機関だけに期待されていますが、まさにNPO、そういったところが重要になってくるかと思えます。この前、地球環境基金の評価のところでも、やはり若手の人材育成というのが、NPO、NGOの高齢化というのが問題になっていて、そこで若手人材育成というのが非常に重要で、そこは教育機関との連携も含めてなんですけれども、そういう環境のNPOの役割としても重要だということが言われていますので、ここにもぜひ、人材育成を入れていただけると、そこに連携、そこに県がどういうふうコミットしていくのかということも入れていただければなというふうに思います。
- 須藤会長 ありがとうございます。異議ないですよ。当然、若手の人材育成をしないとうまくいかない。
- 佐藤再生可能エネルギー室長 ありがとうございます。今の2つ、「見える化」だけではなくて「見せる化」ということ、それから人材育成ですね、教育機関だけではなくて事業者あるいはNPOにおいてもということですね。いずれもそのとおりというふうに考えてございますので、具体的な計画に基づく施策の展開に当たって、そのような視点を入れながら取り組んでまいりたいと思います。
- 須藤会長 では室長、どうもありがとうございました。まだあるかもしれませんが、もう1つ、お伺いしなくてはいけない報告事項がございますので、次に移らせていただきます。

(2) 報告事項

②村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状について（竹の内産廃処分場対策室）

- 須藤会長 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状についてということで、竹の内産廃処分場対策室の室長から、どうぞ御説明ください。どうぞ、おかけになって。
- 角屋竹の内産廃処分場対策室長 私、竹の内処分場対策室長をしております角屋と申します。今日はよろしくお願ひします。それでは、座って説明をさせていただきます。
それでは、私からは村田町竹の内地区産業廃棄物処分場対策の現状につきまして、御説明させ

ていただきたいと思ひます。

資料は、右上に報2と記載されたA3判横長の資料を御覧いただきたいと思ひます。

まず、左上からです。

「1 竹の内産廃処分場の概要」というところになります、初めに処分場対策の経過について簡単に御説明させていただきたいと思ひます。

この処分場対策につきましては、これまでもこの環境審議会の皆様に適宜御報告させていただいておるところでございますが、本日は最近の状況ですとか、あと処分場周辺の環境モニタリングの結果などについて御説明させていただきたいと思ひます。

対策の経過などにつきましては、この資料に記載のとおりでございます、(1)最終処分場の概要に記載のとおり、この最終処分場は平成2年に設置されました。処分場の処理能力は、埋立面積6.74ヘクタール、埋立容量は35万4,000立米でございましたが、実際にはその下の推定埋立量に記載のとおり、これを上回る廃棄物が埋め立てられたということでございます。

次に、その資料の左下でございますが、このように処理基準に違反した埋立処分が行われたことによりまして、生活環境保全上の支障が生じました。具体的には、有害ガスによる悪臭の発生ですとか、有害物質の拡散による地下水汚染のおそれなどでございます。

こうした状況を踏まえまして、県としてはこうした事態を招いた処分場の事業者に対しまして、このような支障を除去するための措置命令を、平成14年度以降、これまでに計14回発出してございます。事業者によって措置命令が履行されたのは初回のみということでございます、2回目以降は県が代執行により支障除去対策を行ってきたという経過がございます。

次に、どのような支障除去対策を実施してきたかということについて御説明いたします。

資料の右上でございます。「2 特定支障除去等実施計画の概要」の部分を御覧ください。

県では、国の特別措置法に基づきます実施計画を策定しまして、平成19年3月に環境大臣の同意を得て、国の支援も受けながらさまざまな対策を実施したというところでございます。

(2)計画の目標といたしましては、悪臭による日常生活への支障除去ですとか、有害物質拡散による農作物被害の防止などございまして、将来的には処分場を安定化させて廃止させることを目指しております。

このため、平成19年度からは、そこの青い枠書きの部分ですが、第1段階対策として雨水浸透水防止対策を実施しました。これは、土の中に雨水が浸透して廃棄物に接触させないように、表面水の迅速排水と覆土の改善管理を実施いたしました。具体的には、雨水排水溝の整備ですとか、覆土の整形工などを施工してきました。

また、追加工事として、平成26年度までにガスが噴出する事象があった2か所にガス抜き管を設置するとともに、東日本大震災後には沈下した覆土の整形盛土を実施したというところでございます。

また、こうした対策を実施しながら、その下の枠書きの(2)モニタリングに記載のとおり、対策工事の効果や第2段階対策の必要性などを判断するために継続的にモニタリングを実施しております。

次に、その下の赤い枠書きの部分でございますが、こうしたモニタリング結果は、外部委員による生活環境影響調査評価委員会というものを設置しまして、年2回程度定期的にこれを開催しまして、審議、評価いただいております。この環境審議会の須藤会長には、評価委員会の取りまとめもお願いしておりますが、この評価委員会での審議結果も踏まえまして、平成29年3月に、県としては処分場の状況から第2段階対策は実施する必要はないと判断いたしまして、実施計画は平成28年度で終了することにいたしました。

こうした状況については、以前の環境審議会でも皆様に御説明させていただいているところでございます。

この結果、平成29年度以降は、国の特措法による財政支援はなくなりましたが、県としては、処分場が廃止されるまでの間は、その維持管理ですとかモニタリングを継続して実施していくこととし、仮に場外周辺地下水が基準を超過するなど、生活環境保全上に支障が生じるおそれが高いと判断される状況になった場合には、その措置を講ずることとしております。

また、現在、地元からの要望もございまして処分場隣接地に残置されている焼却施設の撤去などについても、現在、対応を検討しております。

次に、今御説明しました、現在でも処分場内外でモニタリングを実施しておりますが、最近のモニタリング結果につきまして御説明したいと思ひますので、同じ資料の2ページ目の資料を御

覧願います。

この資料は、平成29年度の下半期、いわゆる平成29年10月から平成30年3月までのモニタリング結果を簡単にまとめたものでございますが、ちょうど昨日、この結果を御審議いただく評価委員会を開催しまして、さまざまな御意見を頂戴したところでございます。

この竹の内処分場に関して実施している調査は、資料に記載のとおり大きく分けて（1）処分場内部の状況の調査と、（2）周辺生活環境への影響の調査の2つになります。

次の3ページ目の資料は、処分場の航空写真となりますが、またその次の4ページ目の資料は、そのモニタリングを実施している処分場内外の観測地点を記載してございます。また、紫色で囲んだ線は、廃棄物が埋め立てられた境界線ということになります。

また、恐縮ですが、2ページ目の資料にお戻りいただきまして、2ページ目の資料の上の表1と記載された部分です。

（1）処分場内部の状況の部分をお覧ください。

処分場内の状況は、①地中温度ですが、これまでの調査から穏やかに低下傾向であると考えられますが、埋立区域内は、埋立区域外の地中温度より最大で11.9度高くなっております。また、その下の②発生ガスでは、発生するガスの状況に変動が見られていることや、③場内浸透水では、その下の表に記載しておりますとおり、この6項目で基準値を超過する地点が見られておりますことから、処分場内では、まだ安定した状態には至っていないというふうに考えてございます。

次に、表1の下の段の（2）周辺生活環境への影響の部分をお覧願います。

①有害ガス・悪臭は、硫化水素の連続測定を行っておりますが、目標値を継続的に満足しており、③放流水の水質は、放流水基準に適合してございました。

②場外周辺地下水では、資料の一番下の表3に記載しましたダイオキシン類が1地点で超過しておりましたが、処分場内で確認される燃焼由来の同族体のパターンとは異なりまして農業由来のパターンを示してございます。

処分場内で基準値を超過している項目については、処分場の外での地下水の値の上昇傾向は認められておりませんが、今後もその状況の変化を注意深く見守っていく必要があると考えてございます。

平成29年度下期のモニタリング結果については、以上のとおりでございますが、県といたしましては、引き続きモニタリングを実施して評価委員会の皆様の御意見もいただきながら、処分場の状況や生活環境への影響を把握し、処分場の状況に応じて適切な対応を行ってまいりたいと思っております。

また、処分場の安定化に向けまして、必要なデータの集積と解析を進め、将来に向けた適切な維持管理となる取組を継続してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。

何か御質問ございますでしょうか。どうぞ。日引先生、どうぞ。

○日引委員 東北大学の日引です。御説明いただいた内容に関しては、全く異論がないんですけれども、別の観点からちょっと教えていただきたくて質問させていただきます。

第1点は、これは安定型の産業廃棄物処分場だということは、基本は建設廃材とかそういうものが中心となっているようなものが埋め立てされるような処分場ですよ。

○須藤会長 本来そうですね。

○日引委員 本来そうですね。そこに有害物質が、当然法律上は廃棄されることは想定されていないわけですけど、こういうことが起こっている背景というのは何かあるのかということ、まず、本来は入らないはずのものなんですけれども、これが出ているということは、何かそういうのが投棄されているわけですが、それは違法で投棄されていたのか、あるいは違法ではない中で、例えば建設廃材に何かコーティングされている物質があってこうなっているのかという、そういう意味での何らかの不備が、この中にあるのかなというふうに思ったものですから、ここで批判的ということではなくて、研究の立場からいっても、その事実を把握したいということもあって、1つはそれを伺いたいということが第1点です。

それから第2点は、事業者はどうしているんだろうなと思いました。

○須藤会長 投棄した事業者ですね。

○日引委員 そうです。この人たちは、今、県が代理でやっていらっしゃるということは、もう倒産したということの意味を意味していらっしゃるのか、あるいは今後、この事業者はどういう責任をと

るのか、倒産してしまったから、もうどうしようもないというんだったら、それはそうなんです
が、それがどういうふうに想定されているのかなというのが、これもちょっと伺いたいと思いま
す。

3つ目、これが最後なんですけれども、先ほど、この処分場はまだ廃止されていないというよ
うなことをおっしゃったと思うんですね。廃止されていないということは、使われているというこ
とだと思うんですけれども、いまだにここに物が投棄されているのか、あるいは廃止されてない
ということの意味がどういう意味なのかというのを、少し教えていただけないでしょうか。

○須藤会長 ではどうぞ。追加は私がいたしますか。

○角屋竹の内産廃処分場対策室長 よろしく申し上げます。

今、3点御質問がありました。

まず1点目でございます。なぜこういった状況に至ったかということでございまして、これは、
本来安定型処分場ではございますが、現実的には管理型処分場に相当するような廃棄物が結果的
に埋められてしまったということでございまして、結局、その処分場を運営する事業者でござ
いますが、そこが不適正処理をしていたということです。最終的に廃棄物処理法違反で逮捕され
て刑に服したということでございます。

2点目の、今、事業者はどうなっているかということでございますので、その点につきましては
平成18年に、この処分場自体がいろいろな経営者に代わってございまして、最終的には、法
人としては平成18年に解散してございまして、現在は運営主体がない状況ということにな
ってございまして。ただ、我々は今、代執行をやっているということでございまして、その経費
等については、会社を以前経営してきた方々に対して請求をしているという状況になってござ
います。

あと3点目の、廃止されていない状況だという御説明をいたしました。最終的には、処分場
を廃止にもっていくためには、国が定める廃止基準が複数項目ございまして、その基準を全て
下回るという条件が必要となってきております。ただ、それについては、今、私が説明したとお
り幾つかの項目では、まだその基準以下になっていないということでございまして、継続的に
モニタリングをして、その状況を見ておるということでございまして。ただこれには、須藤会長御
存じのとおり、それなりの年数が必要だということでございまして。

私からは以上でございます。

○須藤会長 ありがとうございます。

県の幹部の方は言いにくいと思うんですが、不適正処理が継続をしまして、それを止められな
かったんですね。それなので、何でもかんでも持ってこられたという状況が続いて今に至っ
ているわけなんです。その間、警察が入ったりいろいろ、犯罪対応の方面からの努力もあったん
だけれども、そういう方々の集まりでありますので、県が止めることができなかったというのが
現実でございます。

なので、今にまで及んでいて、そこに何が入っているのかすら分からないわけで、我々、調査
結果の評価をしているんですが、本当にこれ入っていたのかなというので、ダイオキシン類が大
量に入っていたということはないんですけども、有害物質はかなり入っているだろうというのが、
だから、今になってまた住民が、掘り起こしてよそへ持っていけというような、そういう話もな
くはないんですね。しかし、今に至っては、そういうことをやることは無理なので。もう1つは、
今、イノシシがたくさん入ってしまっていて、廃棄物層の上に土壌等をかぶせてあるんですが、
そこを掘り返されたりして、昨日あたりの委員会が出たのは50センチ以上廃棄物層の上に土を
かぶせているんですが、深い所で20センチぐらいまでは掘り返されていたんですね。そうい
うことになってくると、今後廃棄物が出てくるおそれが生じるので、そういうややこしい問題を含
んでいて、廃棄物が掘り返された場合には、有害物質が飛散するおそれもでてくるわけですね。

なので、それからさっきの水質なんかの場合も、ダイオキシン類が稀に検出されるようなこと
もありまして、それから温度が、有機物がたくさん入っているわけですから、埋立区域外よりも
約12度高いんですね。地中温度が高いというのは、分解しているから高いんですね。そうい
うことがあって、まだ安定しているわけではない。本当は安定型の処分場だったら絶対こんなこと
になりませんので、いつあれを閉めることができるというか、終止符を打てるかというのは、責
められているんですけれども、私としては、委員長を預かっているんですけれども、生きている
うちは無理かなと言ってしまうと、もう皆に怒られるんですけれども、生きているうちは無理か
など。

どれぐらい集落から離れているかという、一番近い家は大体20メートルぐらいですかね。処分場から20メートルぐらいに、もう民家があるんですね。そういう方々からすると、早くあそこを使えるようにしてくれというふうに言われているんだけど、使うといっても花畑ぐらいできるかなと思うんだけど、今、イノシシが入るので塀をつくってくれという御要望もありました。そんなことがありますので、竹の内については、もうしばらく継続してモニタリングしながら、将来の構想を決めていくということにさせていただいていることとございまして、多分、宮城県としては非常に大きな、何と言いますか、負の財産を背負っていると、こういうふうに私は思っております。どうぞ、御質問があったらどうぞ。

○日引委員 ありがとうございます。須藤先生には、30年間くらい生きていただくということで、ぜひ、長生きをお願いしたいと思います。

念のため確認なんですけれども、要するに、マニフェスト制度もちゃんと機能していなかったと、そういうこと。

○須藤会長 全くしていませんね。

○日引委員 そうですね。だから、それに関わった事業者までさかのぼって……。

○須藤会長 運営会社を告発していますよね。それからいろいろかかった費用は、代執行しているから、それを請求しているんだけど、倒産して逃げてしまっているんですね。はい。

○日引委員 では、ここの今の所有者、所有権はどこにあるんですか。ここ自体の。

○角屋竹の内産廃処分場対策室長 民有地でございます。

○須藤会長 民有地です。だから、20軒くらいの方だったですね。

○角屋竹の内産廃処分場対策室長 そうですね。

○須藤会長 20軒ぐらいの、周囲の人が所有していますが、無償で寄附すると県に申し出ているんだけど、県は受け取らないんです。

○日引委員 わかりました。いろいろとありがとうございました。

○須藤会長 どうぞ。

○萩原委員 萩原です。ちょうど私が次長をしていた時に大問題になった時で、第1回目の現地調査に、夜間調査行かせていただきました。その時に、やはり住民の方々の感覚というのが非常に差があるわけですね。あと風向きであるとか。やはり、これは安全圏の何ppmとかいろいろ言ってみても、やはりそのあたりでなければ納得していただけない部分、一人ひとりにお話を伺いながら、寄り添いながら、この問題を一緒にやっていきたいと思いますというふうに言わない限り難しいというところを、当時、私も感じました。

その上でお聞きするんですけれども、この周辺生活環境への影響について、今でも丁寧にされていると思うんですけれども、住民側との交渉の窓口というのは町のほうにあるんでしょうか。それとも、当時もあった住民組織というか、そういったところでやっていらっしゃるんでしょうか。

○須藤会長 両方ありますよね。

○角屋竹の内産廃処分場対策室長 基本は両方でございますが、住民要望については、基本的には地元の村田町の役場のほうで取りまとめて県に出すという流れになってございます。

○萩原委員 わかりました。

○須藤会長 よろしいでしょうか。ほかにどなたか。いいですか。

それでは、この村田町の問題は、極めて廃棄物問題として、よそでこういう問題が起こった時には、運び出して別に処分をするというのが普通なんですけど、いろいろ検討された結果、それをやらなかったために、ずっとこのような問題が残ってきてしまっていて、先ほど申しあげましたように、宮城県としては、かなり負の財産として、これを背負っていかなくてはいけないんですが、やはり、環境影響をできるだけ少なくして、効率よくやっていくことが望ましいんだろうなというふうに思っております。

ということで、私は自分で引き受けている委員なり委員長なりの中で、これが最もストレスのかかる委員会でありまして、早く辞めさせてくれと言っているんですけれども、ここで申しあげてもしょうがないんだけど、なかなか足を洗うことができずに、今、30年とおっしゃっていただいているんですけど、30年もたなくともいいんですけれども、何とか向こうのリーダーになっている方から「俺も生きるからお前も生きろ」と言われているんですが、というような議事録も残っていますので、これは公の議事録になっていますので、どうぞ御覧になっていただきたいと思っております。

ということで、この議題はこれでおしまいにさせていただきます。

(3) その他

- 須藤会長 それでは、その他について何か事務局ございますでしょうか。
- 稲村環境政策課長 事務局からは特にございません。
- 須藤会長 ありませんか。
それでは、これで本審議会は終了いたしますが、会議全体を通じて、何か御質問ございますでしょうか。どうぞ。香野先生。
- 香野委員 香野でございます。ちょっと声が、失礼します。
感想といたしますか、温暖化対策あるいは再生可能エネルギー計画について、ちょっと2つ。
温暖化対策で、具体的に家庭が45%、家庭の効果ガス排出量ですね、かなり大きな、2030年まで、そうなるんですが、その間も家庭がどうなるかということには、具体的に最後のページに、ホームページや環境白書でお伝えするということになっておりますが、ちょっと1つ提案といたしますか、家庭で本当にみんなどの程度意識しているかということで、アンケート調査をされてはどうかと思います。本当にこのような提案、具体的な提案まで参考イラストとして出ておりますけれども、これをどうやって、本当にどの程度の方がやっているか。そうでないと、目標2030年までに45%削減といっても、なかなか難しいのではないかと。そのために、どのようなことをやっているか、今後どうすべきかという意味でのアンケート調査をされてはどうかというような……。
- 須藤会長 アンケートでよろしいんですね。
- 香野委員 はい、1点目。あと、2点目、再生可能エネルギー、あるいは温暖化対策の実行計画、基準年を2013年、これはしようがなくそうなっているのかもしれませんが、いろいろ宮城県の場合は2011年に大災害があったわけですから、例えば参考資料として、計画案の2011年の前の2010年度までは排出量は減ってきているわけですね。その時を基準にして、例えば2030年までと計算しますと、約25%ぐらいの変化ではないかと思うんですね。31%削減目標であるとはいうものの、基準年をいつにするかということ。
- 須藤会長 それは決まりますよね。
- 香野委員 決まってきますね。だから、国が26%だということからすれば、国の削減目標と余り変わらないのかなと。これは、再生可能エネルギーのほうも、先ほど質問といたしますか、ありましたけれども、それも2010年のところからの考えをちょっと考えてみるべきではないかと、これは感想でございます。
- 須藤会長 わかりました。感想とそれから、アンケートのことについては、ちょっと御質問なので、これから何かやるのならやる、考えておくというなら、ちょっと一応お答えください。
- 三沢環境政策課技術補佐 環境政策課の三沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
御質問なり御意見、御提案のところにお答えできているかどうかは定かではございませんが、県民意識調査という、1戸1戸というわけにはなかなかいかないところもございますが、県民意識調査の活用ですとか、あるいは各種媒体を使った広報事業、あるいは「ダメだっちゃん温暖化宮城県民会議」のところに、市町村と一緒に進めていく家庭部会の取組というのもございますので、そういった中で、できるだけ多くの方に関心を持ってもらえるような施策の展開に努めていきたいと思っております。どうしても、自分一人やらなくてもどうにかなるのではないかとこのころが、どうしても出てきますので、そういうことのないように、一人ひとりが確実に実践していきけるような、後押しをしていけるような仕組みを、皆様の御意見も頂戴しながら進めてまいりたいと思っております。
- 香野委員 ありがとうございます。
- 須藤会長 ありがとうございます。それでは、まだあるかもしれませんが、大体時間がまいりましたので、これをもちまして本日の審議は終了させていただきたいと思っております。
長時間の御審議、どうもありがとうございます。司会の仕事は事務局にお返しをいたします。
- 司会（鈴木補佐） 須藤会長、ありがとうございます。
本日予定しておりました次第は以上でございます。
それでは、閉会に当たりまして後藤部長から御挨拶をさせていただきます。
- 後藤環境生活部長 本日は、長時間にわたる御審議、大変お疲れさまでございました。ありがと

うございました。

本審議会委員の現在の任期というのは、今月末をもって満了ということになってございます。この場にお集まりいただきました皆様での御審議というのは、本日が最後となってございます。委員の皆様方には、平成28年8月の就任以来、本県環境施策の重要事項の調査、審議に格別の御指導を賜りましたこと、改めて心から感謝を申し上げます。

私事になりますが、私、平成22年度には、その席に座って環境政策課長をしておりまして、その時に地球温暖化計画の見直しに取りかかっておりました。その後、震災が起きて、一旦途中計画を定めたわけですが、震災等を踏まえながら、それらを昇華した形で、今回こういった温暖化計画（区域施策編）が策定されたというのは、本当に感慨深いものがございまして、その実施に当たって、しっかり取り組むというのが、これからの課題であろうというふうに考えております。

今後とも、皆様からいただきました御意見を踏まえまして、作成した計画に沿いまして、さまざまな施策、具体的に展開できるように推進してまいりますので、引き続き県政への御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。結びの挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

4 閉 会

○司会（鈴木補佐） 以上をもちまして、環境審議会を閉会いたします。

本日はまことにありがとうございました。